

第3 避雷設備の基準

建築物又は煙突、塔、油槽などの工作物、その他のものに設置する避雷設備については、日本産業規格（JIS Z9290-3）のほか、次によるものとする。（平成17年1月14日消防危第14号）

- 1 危険物施設の保護レベルは、原則としてⅠとすること。ただし、雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により決定されている場合にあっては、保護レベルをⅡとすることができること。
- 2 屋外貯蔵タンクを受雷部システムとして利用することは、原則として差し支えないこと。
- 3 消防法令上必要とされる保安設備等は内部雷保護システムの対象とし、雷に対する保護を行うこと。